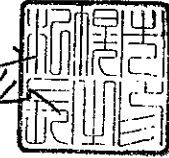


札幌市下水道条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月27日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第22号

札幌市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市下水道条例施行規則（昭和34年規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
目次	目次

改正前	改正後
<p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 使用料等 (第13条-<u>第38条</u>)</p> <p>第4章 雑則 (<u>第39条-第41条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(排水設備設置等の確認申請)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、排出される汚水の量が多量でないときは、第3号、<u>第4号及び第5号</u>の図書は省くことができる。</p> <p>(1) 見取図</p> <p>排水設備を<u>設置又は改築</u>する土地の位置及び隣接地を表示すること。</p> <p>(2) 平面図 (縮尺200分の1以上)</p> <p>次の事項を表示すること。</p> <p>ア 排水設備を<u>設置または改築</u>する土地の境界</p> <p>イ 道路、建物 (水道、井戸、台所、浴室、洗濯場、便所等を明示すること)、水箇所、公共下水道等</p>	<p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 使用料等 (第13条-<u>第29条</u>)</p> <p>第4章 雑則 (<u>第30条-第32条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(排水設備設置等の確認申請)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次の図書を添付しなければならない。ただし、排出される汚水の量が多量でないときは、第3号<u>から第6号</u>までの図書は省くことができる。</p> <p>(1) 見取図</p> <p>排水設備を<u>設置し、又は改築</u>する土地の位置及び隣接地を表示すること。</p> <p>(2) 平面図 (縮尺200分の1以上)</p> <p>次の事項を表示すること。</p> <p>ア 排水設備を<u>設置し、又は改築</u>する土地の境界</p> <p>イ 道路、建物 (水道、井戸、台所、浴室、洗濯場、便所等を明示すること。)、水箇所、公共下水道等</p>

改正前	改正後
<p>ウ・エ (略)</p> <p>(3) 縦断面図 (縮尺横200分の1以上、縦100分の1以上) <u>管渠の大きさ、勾配並びに連絡すべき公共下水道の埋設 道路面を基準とした地表及び管渠の高さ、土被等を表示す ること。</u></p> <p>(4) 構造詳細図 (縮尺20分の1以上) 管渠及びその附属装置の構造並びに寸法を表示すること。</p> <p>(5) 衛生設備器具一覧表 (様式3の2) 衛生設備器具の種類、形状、数量を記入すること。</p> <p>(排水負荷単位)</p> <p>第23条 条例第17条の2第1項第2号の衛生設備器具の種類ご とに市長が定めるものは、<u>別表1</u>のとおりとする。</p>	<p>ウ・エ (略)</p> <p>(3) 縦断面図 (縮尺横200分の1以上、縦100分の1以上) <u>次の事項を表示すること。</u></p> <p>ア 管渠の大きさ、勾配、土かぶり、延長等</p> <p>イ <u>連絡すべき公共下水道の埋設道路面を基準とした地表 及び管渠の高さ</u></p> <p>(4) 構造詳細図 (縮尺20分の1以上) 管渠及びその附属装置の構造及び寸法を表示すること。</p> <p>(5) 衛生設備器具一覧表 (様式3の2) 衛生設備器具の種類、形状及び数量を記入すること。</p> <p>(6) <u>最大汚水流出量計算書</u> <u>衛生設備器具の種類、形状及び数量に応じて別に定める ところにより算出した1秒間の最大汚水流出量を記入する こと。</u></p> <p>(排水負荷単位)</p> <p>第23条 条例第17条の2第1項第2号の衛生設備器具の種類ご とに市長が定めるものは、<u>別表</u>のとおりとする。</p>

第30条から第38条までを削る。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p>(滞納処分の権限の委任)</p> <p><u>第39条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 使用料の滞納処分事務に係る権限の委任を受けた市職員 下水道使用料滞納処分職員証 (様式18の2)</p> <p>(2) 工事分担金の滞納処分事務に係る権限の委任を受けた市職員 市街化調整区域工事分担金滞納処分職員証 (様式18の3)</p> <p>(検査職員の証票)</p> <p><u>第40条</u> 条例第8条第3項及び下水道法 (昭和33年法律第79</p>	<p>(滞納処分の権限の委任)</p> <p><u>第30条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 使用料の滞納処分事務に係る権限の委任を受けた市職員 下水道使用料滞納処分職員証 (様式14)</p> <p>(2) 工事分担金の滞納処分事務に係る権限の委任を受けた市職員 市街化調整区域工事分担金滞納処分職員証 (様式15)</p> <p>(検査職員の証票)</p> <p><u>第31条</u> 条例第8条第3項及び下水道法 (昭和33年法律第79</p>

改正前	改正後
<p>号) 第13条第1項の規定により職員が検査を行うときは、身分証明書(様式19)を携帯しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第41条 (略)</p>	<p>号) 第13条第1項の規定により職員が検査を行うときは、身分証明書(様式16)を携帯しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第32条 (略)</p>

別表2を削り、別表1を別表とする。

様式14から様式18までを削り、様式18の2を様式14とし、様式18の3を様式15とし、様式19を様式16とする。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項の改正に係る部分は、公布の日から施行する。
- 2 札幌市下水道条例の一部を改正する条例(令和7年条例第43号)附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正前の札幌市下水道条例(昭和34年条例第4号)第17条の3の規定の適用については、改正前の第30条から第38条まで、別表2及び様式14から様式18までの規定は、なおその効力を有する。